

新潟市建設工事入札参加資格審査要綱

平成24年12月1日 告示第632号

平成27年1月7日 改正

平成29年1月5日 改正

令和2年6月9日 改正

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項並びに新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号。以下「規則」という。）第4条（規則第25条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、並びに規則第5条及び第6条（これらの規定を規則第25条において準用する場合を含む。）並びに新潟市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成19年新潟市規則第88号）第4条の規定を実施するため、市が発注する建設工事の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）及び参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請の期間その他必要な事項を定めるものとする。

第2章 建設業者の参加資格

(競争入札に参加することができる者)

第2条 競争入札に参加することができる者は、施行令、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）又は規則の規定により競争入札に参加することができないこととされる者以外の者であり、かつ、次の各号のいずれにも該当しない者であって、この章に定める手続により資格審査を受け、参加資格が認められた者及びその者の参加資格を承継した者（以下「参加資格者」という。）とする。

(1) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定により建設業の許可を受け、その許可後の営業期間が1年を経過しない者

(2) 競争入札に参加しようとする日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に法第27条の2第3第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者

(3) 法第28条第3項又は第5項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止期間が経過しない者

(4) 次のアからキまでのいずれかに該当する者

ア 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有するものをいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有するものをいう。）が暴力団員であるもの

エ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの

オ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの

カ 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの

キ その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(1) 市税、法人税、所得税又は消費税及び地方消費税を滞納している者であって、市長が競争入札に参加させないとした者

- (2) 市長から指名停止の措置を受けている者
 - (3) 次のアからウまでに掲げる届出の義務のいずれかを履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- （資格審査の申請）

第3条 資格審査を受けようとする者は、新潟市業者登録サブシステム（以下「業者登録システム」という。）に必要事項を入力し、インターネットを利用して行う資格審査の申請（以下「電子申請」という。）を行うとともに、業者登録システムから印刷した申請書に次に定める添付書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 施工実績に関する調書（市長が指定する種目の資格審査の申請をする場合に限る。）
- (2) 技術職員に関する名簿
- (3) 使用印鑑届
- (4) 市内に本店又は支店若しくは営業所（以下「営業所」という。）を有する法人にあつては、市税の納税証明書及び法人税の納税証明書
- (5) 市内に営業所を有する個人にあつては、市税の納税証明書及び所得税の納税証明書
- (6) 市内に営業所を有しない法人にあつては、法人税の納税証明書（外国法人にあつては、その国の管轄官庁又は権限のある機関の発行するこれに相当する書類）
- (7) 市内に営業所を有しない個人にあつては、所得税の納税証明書（外国に籍を有する者にあつては、その国の管轄官庁又は権限のある機関の発行するこれに相当する書類）

(8) 消費税及び地方消費税の納税証明書

(9) 暴力団等の排除に関する誓約書

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の資格審査の申請に係る書類の作成方法及び提出部数は、市長が別に定める。

(資格審査の申請の種類)

第4条 資格審査の申請の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める場合に行うものとする。

(1) 定期申請 次に掲げる場合

ア 現に効力を有する参加資格の有効期間の満了日の翌日を有効期間の開始日とする
参加資格について資格審査を申請する場合

イ アに掲げる場合のほか、第6条第1項に規定する有効期間に係る参加資格について資格審査を申請する場合

(2) 追加申請 次に掲げる場合

ア 定期申請をしなかった者が第6条第1項に規定する有効期間の満了日までを有効期間とする資格審査を申請する場合

イ 参加資格者が参加資格を有していない法別表第1の建設工事の種類について、第6条第1項に規定する有効期間の満了日までを有効期間とする資格審査を申請する場合

(3) 随時申請 前2号に定める場合のほか、市長が特に必要と認める場合

2 資格審査の申請は、次の各号に掲げる種類に応じ、それぞれ当該各号に定める期間に行わなければならない。

(1) 定期申請 平成25年を初年とする同年以後の2年ごとの各年（以下「定期申請年」という。）における市長が別に定める期間

(2) 追加申請 定期申請年の6月を最初の月とする同月以後の4月ごとの各月における市長が別に定める期間

(3) 随時申請 随時

(資格審査)

第5条 市長は、第3条第1項の規定による申請があったときは、別に定める新潟市建設工事入札参加資格審査取扱要領第2条第1項に掲げる事項について資格審査を行い、参加資格を与えることが適当と認められるときは、法別表第1の建設工事の種類ごとに評点を付し、新潟市建設工事入札参加資格者格付認定取扱要領別表第1により格付けし、入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載するとともに、その旨を申請者に通知するものとする。ただし、市長が通知することを要しないと認めるときは、通知することを省略することができる。

2 前項の規定により資格審査を行った場合において、参加資格を与えることが適当でないと認められるときは、その旨及び理由を申請者に通知するものとする。

(参加資格の有効期間)

第6条 定期申請に係る参加資格の有効期間は、定期申請年の4月1日からその次の定期申請年の3月31日までとする。

2 追加申請又は随時申請に係る参加資格の有効期間は、名簿に登載された日からその次の定期申請年の3月31日（登載された日が定期申請年の1月1日から3月31日までの間にある場合にあっては、当該定期申請年の3月31日）までとする。

(参加資格の承継)

第7条 市長は、営業若しくは事業の譲渡、合併若しくは分割又は相続のあった者からの申請により参加資格者の営業又は事業の全部を承継したと認められる場合は、その参加資格を承継させることができる。ただし、当該営業若しくは事業を承継する者が第2条第1項第2号から第4号までに規定する者（同条第1項第2号に規定する者にあつては、当該事業の譲渡、合併又は分割のあったときに経営事項審査を受けることを要しない者を除く。）である場合又は当該営業若しくは事業を承継する者が参加資格者で、かつ、当該営業若しくは事業に係る建設工事の種類が同一の場合は、この限りでない。

2 前項の規定により参加資格を承継しようとする者は、別に定める申請書に次に定める添付書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 営業若しくは事業の譲渡、合併若しくは分割又は相続の事実を証する書面（営業若しくは事業の譲渡又は合併若しくは分割に係る契約書の写し、総会等議事録の写し及び当該営業又は事業を承継する者以外の相続関係者の同意書）及び概要調書

(2) 営業若しくは事業の譲渡又は相続を受けた者の経歴書（法人の場合にあっては、事業譲渡を受け、又は合併により存続し、若しくは新設され、若しくは分割により当該事業を承継した法人の役員を経歴書）

(3) 建設業許可証明書又は建設業許可通知書の写し

(4) 法人の登記事項証明書（法人の場合）

(5) 住民票（個人の場合）

(6) 営業又は事業を承継した時の貸借対照表

(7) 総合評定値通知書の写し（申請者が当該事業の譲渡、合併又は分割のあったときに経営事項審査を受けることを要しない者である場合を除く。）

(8) 技術職員に関する名簿

(9) 暴力団等の排除に関する誓約書

(10) 前各号に掲げるもののほか、必要な書類

3 前項の資格審査の申請に係る書類の提出部数は、1部とする。

4 第2項の申請があった場合においては、第5条の規定を準用する。

5 前項の規定により第2条第1項第1号に規定する者が参加資格を承継した場合は、同号に規定する営業期間が1年を経過しない場合であっても定期申請、追加申請又は随時申請を行うことができるものとする。

(変更等の届出)

第8条 参加資格者は、次の各号に掲げる事項について変更があったとき、又は営業所を新たに設置し、若しくは廃止したときは、速やかに当該事項に係る電子申請を行うと

もに、業者登録システムから印刷した申請書（電子申請を行えなかった場合にあっては、別に定める届出書）を市長に提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称，所在地又は電話番号
- (3) 法人の代表者の氏名
- (4) 代理人（参加資格の有効期間を通して競争入札等に関する権限の委任を受け，かつ，委任者が委任状を市長に提出しているもの又は新たに委任状を提出するものに限る。）の氏名
- (5) 参加資格に係る建設工事の種類に係る法第3条第1項各号に掲げる区分
- (6) その他変更があった事項
(廃業等の届出)

第9条 参加資格者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは，それぞれ当該各号に定める者は，速やかに，別に定める届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 参加資格者（個人に限る。）が死亡したとき その相続人
- (2) 法人が合併その他の事由により消滅し，又は解散したとき その役員であった者，破産管財人又は清算人
- (3) 営業の全部を廃止したとき 当該営業の全部を廃止した個人又は法人の役員
- (4) 参加資格者が参加資格に係る建設工事の種類に係る法第3条第1項の許可を有しなくなったとき 当該建設業者又は当該建設業者であった個人若しくは法人の役員
- (5) 参加資格者がその参加資格を辞退しようとするとき 当該参加資格者
(参加資格の取消し等)

第10条 市長は，前条各号のいずれかに該当するときは，その参加資格を取り消すものとする。

2 市長は，前項に規定するもののほか，参加資格者が次の各号のいずれかに該当するときは，当該参加資格の取消し又は評点の減点若しくは格付の降級をすることができる。

(1) 第3条、第7条又は第8条の規定により提出した書類に事実と異なる事項を記載したとき。

(2) 施行令第167条の4第1項又は第2項（これらの規定を施行令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）のいずれかに該当する事実があったとき

(3) 第8条の規定による届出をしなかったとき。

(4) 破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがあったとき。

(5) 第2条第1項第4号各号のいずれかに該当するとき。

(6) 次項の規定により提出すべき書類を、その定められた期間内に提出しないとき。

3 市長は、参加資格者が前項第1号から第5号までのいずれかに該当する疑いがあると認めるときは、当該参加資格者に対し、相当な期間を定めて、必要な書類の提出を求めることができる。

4 市長は、第2項第1号から第3号まで又は第5号若しくは第6号の規定により参加資格を取り消した場合は、その旨を当該参加資格者であった者に通知する。

(工事の発注標準)

第11条 格付けした等級に対応する発注の標準となる工事の等級は、別に定める新潟市建設工事の発注基準及び指名業者選定要綱による。

第3章 共同企業体の参加資格

(競争入札に参加することができる共同企業体)

第12条 競争入札に参加することができる共同企業体は、建設業者が市長の指定する工事を共同連帯して請け負うことを目的として工事ごとに結成する共同企業体（以下「特定共同企業体」という。）で次条以下に定める手続により資格審査を受け、参加資格が認められた者とする。

(共同企業体の入札参加建設工事)

第13条 特定共同企業体が競争入札に参加することができる建設工事は、市長が指定する建設工事とする。

第14条 特定共同企業体の構成員は、第2条に定めるところにより競争入札に参加することができる者で、別に定める要件を満たすものとする。

(資格審査の申請)

第15条 資格審査を受けようとする特定共同企業体は、電子申請を行うとともに、次に掲げる事項を記載した協定書を市長に提出しなければならない。この場合において、その提出期限は市長が指定する日までとする。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 事務所の所在地
- (4) 成立及び解散の時期
- (5) 構成員の住所及び商号又は名称
- (6) 代表者の名称及び権限
- (7) 構成員の出資の割合、利益配当の割合及び欠損金負担の割合
- (8) 工事途中における構成員の脱退に関する事項
- (9) その他必要な事項

2 前項の資格審査の申請に係る書類の提出部数は、1部とする。

(資格審査)

第16条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、資格審査を行い、参加資格を与えることが適当と認められるときは、名簿に登載するとともに、その旨を申請者に通知するものとする。ただし、市長が通知することを要しないと認めるときは、通知することを省略することができる。

2 特定共同企業体の資格審査については、第5条第2項の規定を準用する。

(参加資格の有効期間)

第17条 特定共同企業体の参加資格の有効期間は、名簿に登載された日から別に定める日までとする。

(構成員の減少による参加資格の再審査)

第18条 特定共同企業体の構成員の数が減少した場合(構成員の数が1となる場合を除く。)は、残存する構成員(以下「残存構成員」という。)は、申請書に次に定める添付書類を添えて市長に提出し、参加資格の再審査を受けなければならない。

(1) 協定書(残存構成員で作成したもの)

(2) 構成員の脱退の理由を記載した書面(構成員の数の減少が脱退による場合)

(3) 残存構成員の脱退についての同意書(構成員の数の減少が脱退による場合)

2 前項の資格審査の申請に係る書類の提出部数については、第15条第2項の規定を準用する。

3 参加資格の再審査については、第16条の規定を準用する。

4 再審査に係る特定共同企業体の参加資格の有効期間は、前項において準用する第16条第1項の名簿に登載された日から別に定める日までとする。

(変更の届出)

第19条 特定共同企業体は、次の各号に掲げる事項について変更があったときは、速やかに、届出書を市長に提出しなければならない。

(1) 名称

(2) 事務所の所在地又は電話番号

(3) 構成員。ただし、当該構成員の営業の同一性を失わない変更の場合に限るものとする。

(4) 協定書の内容(前3号に掲げる事項を除く。)

(参加資格の取消し)

第20条 市長は、特定共同企業体の構成員の数が1となったときは、その参加資格を取り消すものとする。

2 市長は、特定共同企業体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該参加資格の取り消しをすることができる。

(1) 第15条、第18条又は第19条規定により提出した書類に事実と異なる事項を記載したとき。

(2) 第18条の規定による申請をしなかったとき。

(3) 前条の届出をしなかったとき。

(工事の発注標準)

第21条 格付けをした特定共同企業体の等級に対応する発注の標準となる工事の等級については、第11条の規定を準用する。

第4章 雑則

(その他)

第22条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成24年12月1日から施行し、平成25年4月1日以後の参加資格について適用する。

(新型コロナウイルス感染症に係る建設業者の参加資格の特例)

2 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者であって、事業年度が令和元年10月29日から令和2年6月30日までの間に終了するものについての令和3年1月31日までの間における第2条第1項第2号の規定の適用については、同号中「1年7月前の日」とあるのは、「平成30年10月29日」とする。

3 申請者が、新型コロナウイルス感染症の影響等により国税の猶予制度（国税通則法（昭和37年法律第66号）に基づく納税の猶予、国税徴収法（昭和34年法律第147号）に基づく換価の猶予、若しくは新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）に基づく特例猶予をいう。

以下この項において同じ。), 又は地方税の猶予制度 (地方税法 (昭和25年法律第226号) に基づく徴収の猶予, 換価の猶予, 若しくは新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例をいう。以下この項において同じ。) の適用を受けたため, 第3条第1項第4号から第8号までに掲げる書類を提出できない場合は, 当該書類に代えて, 国税の猶予制度又は地方税の猶予制度の適用を受けていることを示す書類を提出するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は, 平成27年1月7日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に存する参加資格者の資格審査は, 改正後の別表第1及び別表第2にかかわらず, なお従前の例による。

附 則

この要綱は, 平成29年1月5日から施行する。

附 則

この要綱は, 告示の日から施行し, 令和2年5月29日から適用する。